

1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

2 根拠となる法律の条項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第2条第2項第28号、第34号及び第37号、第4条第1項及び第3項、第7条第1項及び第2項、第9条第1項、第10条第1項、第17条第5項並びに第20条第4項、第7項、第9項及び第10項

3 疑わしい取引の届出に関する政令（平成11年政令第389号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成14年法律第32号）からの変更点の概要

(1) 定義

ア 法第2条第2項第28号に掲げる貸金業法第2条第1項第5号に規定する者のうち、貸金業法施行令第1条の2第3号に掲げる者（いわゆる短資業者で金融庁長官の指定するもの）を特定事業者として定める。（第2条関係）

イ ファイナンスリース業者に係る賃貸の要件について、以下のとおり定める。（第3条関係）

(ア) リース契約が、賃貸の期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

(イ) 賃貸を受ける者が賃貸の対象物品の使用からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物品の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

ウ 貴金属等取引業者に係る貴金属及び宝石について、貴金属として金、白金、銀及びこれらの合金を、宝石としてダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠を定める。（第4条関係）

(2) 本人特定事項として住居に代わる事項の確認を行う本邦内に住居を有しない外国人住居以外の事項による本人確認が認められる本邦内に住居を有しない外国人について、本邦に在留する外国人であって、その所持する旅券又は乗員手帳の記載によって母国における住居を確認することができないこととする。（第6条関係）

(3) 特定業務

ア 司法書士等の特定業務について、顧客のためにする一定の行為又は手続の代理又は代行（以下「特定受任行為の代理等」という。）の範囲から、次に掲げるものを除くこととする。（第9条第1項関係）

(ア) 租税の納付

(イ) 罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付

(ウ) 過料の納付

- (I) 成年後見人、保険管理人その他法律の規定により裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う他人の財産の管理又は処分
- イ 特定受任行為の代理等の対象となる一定の行為又は手続のうち、会社の組織、運営又は管理に関するものとして、次のとおり定める。(第9条第2項関係)
- (ア) 株式会社については、設立、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、定款の変更及び取締役・執行役の選任又は代表取締役・代表執行役の選定
- (イ) 持分会社については、設立、組織変更、合併又は合同会社にあつては、会社分割、定款の変更及び業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の選任
- ウ 特定受任行為の代理等の対象となる会社以外の法人、組合又は信託として、投資法人、特定非営利活動法人、特定目的会社、民法上の組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、限定責任信託を定める。(第9条第3項関係)
- エ 特定受任行為の代理等について、ウの から までに係る組織の運営又は管理に関する行為又は手続として、イに相当するものを定める。(第9条第4項関係)

(4) 特定取引

- ア 金融機関、宅地建物取引業者等の特定取引として、以下のものを定める。ただし、(キ)を除き、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除くこととする。(第8条関係)
- (ア) 金融機関等 預貯金契約の締結等
- (イ) ファイナンスリース業者 ファイナンスリース契約の締結
- (ウ) クレジットカード会社 クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結
- (エ) 宅地建物取引業者 宅地若しくは建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
- (オ) 貴金属等取引業者 貴金属等の売買契約の締結であつて、その代金の額が200万円を超えるもの
- (カ) 郵便物受取・電話受付サービス業者 当該役務の提供を行うことを内容とする契約の締結
- (キ) 一定の契約の締結等について、なりすましが疑われる取引及び本人特定事項を偽っていた疑いがある取引(以下「なりすまし等が疑われる取引」という。)
- イ 司法書士等の特定取引として、特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結(財産の管理・処分に係るもののうち、その価額が200万円以下の

ものを除く。)及び 特定受任行為の代理等を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している場合におけるなりすまし等が疑われる取引を定める。(第10条関係)

(5) 取引記録等の作成義務の対象外となる取引等

ア 取引記録等の作成義務の対象から除かれる取引として、財産の移転を伴わない取引、その価額が1万円以下の財産の移転に係る取引及び財産の移転を把握するために記録を作成する必要がない取引として主務省令で定めるものを定めるとともに、一部の特定事業者については以下のとおり定める。(第13条第1項関係)

(ア) 金融機関等 200万円以下の本邦通貨間の両替、本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売・買取り

(イ) 貴金属等取引業者 その代金の額が200万円以下の貴金属等の売買

イ 取引記録等の作成義務の対象となる特定受任行為の代理等の範囲から除かれる行為又は手続として、財産の管理・処分に係る特定受任行為の代理等のうちその価額が200万円以下のもの及び財産の移転を把握するために記録を作成する必要がない特定受任行為の代理等として主務省令で定めるものを定める。(第13条第2項関係)

(6) 疑わしい取引の届出の方法等

疑わしい取引の届出は、文書その他主務省令で定める方法により、主務省令で定める様式に従って行うこととする。(第14条関係)

(7) 通知義務の対象とならない外国為替取引の方法

通知義務の対象とならない外国為替取引の方法として、小切手又は手形の振出しその他これらに準ずるものとして主務省令で定める方法を定める。(第15条関係)

(8) 協議の求め

国家公安委員会と行政庁との協議の求めの方法について、文書又はファクシミリ装置による通信により行うこととする。(第16条関係)

(9) 権限の委任等

ア 道公安委員会の権限を方面公安委員会へ委任するために所要の規定を整備する。(第17条関係)

イ 宅地建物取引業者、司法書士等に係る行政庁の権限を地方支分部局へ委任するために所要の規定を整備する。(第29条～第32条関係)

ウ 法定受託事務に関する規定を整備する。(第33条関係)

(10) その他

- ア 法附則第 1 条第 1 号に定める日（平成20年 3 月 1 日）から施行することとする。
（附則第 1 条関係）
- イ 必要な経過措置を設けるほか、所要の規定を整備する。（附則第 2 条～第12条
関係）